

## 教材 廃棄物の種類（一部略）

No	産業廃棄物の種類	内容
1	燃え殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
2	汚泥	工場排水等の処理後に残る泥上のもので、有機性及び無機性のもの
3	廃油	鉱物性油及び動植物性油脂にかかるすべての廃油
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液。
5	廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとする全てのアルカリ性廃液。
6	廃プラスチック類	合成樹脂くずなど固形状及び液状の全ての廃プラスチック類。
7	紙くず	1, 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 2, パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）に係るもの 3, 出版業（印刷出版を行うものに限る）に係るもの 4, 製本業及び印刷物加工業に係るもの 5, PCBが塗布され、又は染み込んだもの
8	木くず	1, 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 2, 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）に係るもの 3, パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの 4, 貨物の流通のために使用したパレット 5, PCBがしみ込んだもの
9	繊維くず	1, 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） 2, 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの 3, PCBがしみ込んだもの 上記に当てはまり、かつ天然繊維である場合。
10	動植物性ざんさ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
11	動物系固形不要物	とちく及びそれに伴う解体、並びに食鳥処理場における処理時に排出される固形状の不要物
12	ゴムくず	天然ゴムくずのみ
13	金属くず	例) 鉄鋼の研磨くずなど
14	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	例) 空びん、コンクリートブロックくず、陶器くず
15	鉱さい	例) 高炉などからの残渣
16	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片など各種廃材
17	動物のふん尿	畜産農業により発生する牛、豚などの動物の糞尿
18	動物の死体	畜産農業により発生する牛、豚などの動物の死体
19	ばいじん	略
20	上記の廃棄物を 処分するために 処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型物など）